

合併市に関する調査

記入月日：平成17年3月10

基礎情報

都道府県・市名	岡山県・井原市（いばらし）
合併期日	平成17年3月1日
合併形式	編入合併
住所（旧市町村名も記載）	岡山県井原市井原町3 1 1 番地 1（旧井原市）
人口（合併直近の国調）	46,489人
面積	243.36 k m ²
議員定数	48人（合併特例法）
関係市町村名	井原市、芳井町、美星町

関係市町村合併直前の状況

	市町村名	人口（人）	面積（km ² ）	議員数（人）	高齢化比率（%）
関係市町村	井原市	35,299	89.95	20（18）	25.4
	芳井町	5,937	80.71	14	35.1
	美星町	5,594	72.70	14	37.3
合計	-	46,830	243.36	48（46）	-

（ ）は実員

関係市町村の財政状況

*数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

平成16年度予算

	市町村名	歳入合計（千円）	地方税（千円）		指定団体等の指定状況	財政力指数
			地方税	地方交付税		
関係市町村	井原市	12,840,000	3,940,600	3,546,000	特農、農工、特土、辺地	0.499
	芳井町	3,264,000	340,586	1,486,000	特農、過疎、農工、辺地	0.211
	美星町	3,363,000	266,261	1,400,000	山振、特農、過疎、農工、特土、辺地	0.203
合計	-	19,467,000	4,547,447	6,432,000	-	-

合併の概要

合併協議会の期日	設置年月日：平成15年9月11日	解散年月日：平成17年2月28日
内容	平成15年9月25日に第1回協議会を開催し、平成16年12月6日まで延べ13回開催した。その間、合併の方式や新市の名称など合計48項目について協議決定し、平成16年8月20日合併協定書の調印を行った。平成16年9月10日各市町の議会で関連議案が議決され、10月4日県知事申請、12月22日岡山県議会議決、12月24日県知事が総務大臣に届出、平成17年1月20日総務省告示となった。	
住民発議について	無	
市町村建設計画	計画の期間：平成17年～平成26年	
基本計画の主要項目	<p>将来都市像「ゆとりと安心・豊かさの創造 美しい自然と歴史・文化の薫るまち 井原」 まちづくりの方向 井原地域：新市の拠点として経済・行政・教育・文化・情報などの都市機能が集積する地域。交通拠点性を活かした産業振興や住民協働によるまちづくり活動などさまざまな活動が行われ、賑わいと活気のある地域。 芳井地域：生活サービス機能が充実し、自然や文化を活かし、健康づくりやレクリエーション活動などが行われる地域。また、農林業や自然環境を活かし、定住や交流活動を促進する地域。 美星地域：生活サービス機能が充実し、生産・加工・販売が連携した農林業と交流や、コミュニティと福祉が充実した定住環境の整備された地域。自然・文化・温泉などの環境を活かした観光の地域。</p>	
旧市町村庁舎の利活用	芳井町役場及び美星町役場を支所として活用	
電算システムの統合	1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択	回答 2
議会の議員の定数に関する特例	無	有の場合： - 名
議会の議員の在任に関する特例	有	有の場合： 0 年 2 ヶ月
議会の議員の報酬額	月額：35万円	
地域審議会の設置について	無	
内容	特になし	
地方税に関する特例	有	
内容	法人市町民税の法人税割りの税率が、芳井町のみ異なる。 平成19年度まで不均一賦課とし、平成20年度から統一する。	
合併特例債発行限度額 (億円)	162.62億円	

その他

協議された事項	<p>主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等)</p>
	<p>事務所の位置は、旧井原市役所とし、芳井・美星町役場を支所とする。 芳井町、美星町が所有する財産は、すべて井原市に引き継ぐ。美星町に存在する財産区の財産は、各財産区の財産として現行のまま井原市に引き継ぐ。 芳井町及び美星町の議会議員は、井原市の議会議員の残任期間に限り、引き続き井原市の議会議員として在任する。合併後、最初に行われる一般選挙により選出される議会議員の任期に相当する期間に限り、井原市の議会議員の定数は26人とし、選挙区は設けない。 芳井町及び美星町の農業委員会は、井原市の農業委員会に統合する。ただし、農業委員会等に関する法律第34条第2項の規定を適用し、それぞれの委員の残任期間までは、従前の区域を区域とする井原市の農業委員会として現行のまま存続する。選挙による委員の定数は、20人とし、旧市町毎に選挙区を設けて選出する。旧市町毎に設ける選挙区の数、井原市3、芳井町1、美星町1とする 町、字の区域及び名称の取扱いについては、従来どおりの区域と名称を継続する。芳井町及び美星町の字名の「大字」の2文字を削除する。 慣行のうち、徽章、憲章、木・花、歌及び宣言は井原市のものをもってあてる。 芳井町及び美星町の使用料は、現行のまま井原市に引き継ぎ、手数料は、井原市の例による。ただし、各協定項目で個別に協議・確認された使用料、手数料等は、それぞれの調整方針による。また、同一又は類似する施設の使用料は、合併後に調整する。 国民健康保険税率は、平成17年度はそれぞれ旧市町の例により、平成18年度は不均一税率とし、平成19年度から統一する。国民健康保険税の納期は、井原市の例による。 消防団は合併時に統合し、井原市消防団とする。組織は、方面団方式とする。芳井町及び美星町の消防団員は井原市に引き継ぎ、階級等は井原市の例による。 介護保険の第1号被保険者の保険料率については、平成17年度は不均一賦課とし、平成18年度(第3期事業計画期間)から統一する。第1号被保険者の普通徴収の納期については、井原市の例により、他の税と調整を図り統一する。</p>
	<p>残された課題について、箇条書きでご記入ください。</p>
	<p>同一又は類似する施設の使用料の調整。 公共的団体等のうち共通している団体又はこれに準ずる団体のうち合併時に統合できていないものの調整。 同一又は類似団体に対する補助金、交付金等のうち合併時に統合できていないものの調整。 市内のバスについて、バス交通体系の見直し。</p>